

■各種減免・免除等について

※詳細は「担当課等」に記載の各課各係へお問い合わせください。

電話：03-3430-1111（狛江市役所代表）

以下は一例です。これ以外でご自身が関係する各制度については、各官公庁等へ直接詳細をお問い合わせいただくか、広報やホームページ等でご確認ください。

※いずれも原則として申請が必要です。

	対象項目	内容	要件（概要）	担当課等	係（内線）等
税	市・都民税	被災の程度等に応じて減免	自己又は生計を一にする家族が使用する住宅及び日常生活に要する家財に甚大な損害があり、生活が著しく困難な状況にあると認められる者	課税課	住民税係（2263・2266）
	固定資産税・都市計画税	家屋、償却資産を被害の程度等に応じて減免	市内で固定資産を持ち、罹災証明書が発行され、一部損壊（準半壊）以上と判定された者又は準ずる者	課税課	固定資産税係（2267・2268・2269）
	国税（所得税等）	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	武蔵府中 税務署	042-362-4711
	都税（個人事業税・不動産取得税等）	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	東京都立川 都税事務所	042-523-3171
	都税（自動車税）	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	自動車税 コールセンター	03-3525-4066

	対象項目	内容	要件（概要）	担当課等	係（内線）等
福祉	障がい福祉サービス等に係る利用料	利用者負担額の減免	住宅等の損害、生計中心者の死亡・失職等があった場合	高齢障がい課	障がい者支援係（2208）
	障がい児通所支援事業に係る利用料	利用者負担額の減免	住宅等の損害、生計中心者の死亡・失職等があった場合	高齢障がい課	障がい者支援係（2208）
	介護保険料	被災の程度等によって介護保険料を減免	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。又は、生活が著しく困難な状態にあると認められるとき	高齢障がい課	介護保険係（2234・2235・2237）
	介護保険サービス等の利用料	介護保険サービス及び介護予防サービスを利用した際の自己負担額を免除	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。又は、生活が著しく困難な状態にあると認められるとき	高齢障がい課	介護保険係（2234・2235・2237）
	国民健康保険税	保険税の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等について著しい損害を受けた場合	保険年金課	国民健康保険係（2281・2282・2289）
	国民健康保険に係る窓口負担	一部負担金の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等について著しい損害を受けた場合	保険年金課	国民健康保険係（2281・2282・2289）
	後期高齢者医療保険料	保険料の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係（2287・2288）

	対象項目	内容	要件（概要）	担当課等	係（内線）等
福祉	後期高齢者医療に係る窓口負担	一部負担金の免除	被保険者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係（2287・2288）
	国民年金保険料	保険料の免除	被保険者、世帯主、配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額が概ね1/2以上である損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係（2283・2284） 府中年金事務所042-361-1011
子育て	認可保育園等の利用者負担額	利用者負担額の減免	前年の所得金額の1/10を超える額の被害を災害により受けたとき	児童青少年課	保育係（2316・2317・2328）
	狛江市立保育園一時保育の利用者負担額	保育料の免除	災害等特別の事情により、保育料を支払うことが困難と認められたとき	児童青少年課	保育係（2316・2317・2328）
	狛江市立保育園に入所している時間外保育及び延長保育の利用者負担額	延長保育料の免除	災害等によって多大な損害を受けた世帯	児童青少年課	保育係（2316・2317・2328）
	学童クラブの利用者負担額	育成料の減免又は免除 負担金の免除	減免又は免除することを相当とする世帯	児童青少年課	児童青少年係（2318・2319）
証明書	証明書の手数料	証明書（住民票の写し等）手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要とする場合	市民課	住民記録係（2291・2293・2297）

■罹災証明書等の発行について

地震や風水害等の自然災害によって、お住いの住家等が被害にあわれた方を対象に罹災証明書を発行します。罹災証明書は、被災者が各種支援制度（税の減免等）の適用を受けるに当たって必要となります。

原則、住家に対しては、罹災証明書を発行します。住家以外（非住家）のものに対しては被災届出受理証明書を発行します。

- ・住家：現実に居住のため使用している建築物
- ・非住家：住家以外の建築物（倉庫、カーポートなど）

罹災証明書の申請に必要な書類等

- ・罹災証明書交付申請書
- ・委任状（本人以外の代理人が申請書を提出する場合のみ）
- ・本人が確認できる資料（運転免許証、健康保険証等）
- ・被害の状況が分かる写真等

被災届出受理証明書の申請に必要な書類等

- ・被災届兼被災届出受理証交付申請書
- ・現認書
- ・本人が確認できる資料（運転免許証、健康保険証等）

【問い合わせ先】 課税課固定資産税係（内線2267・2268・2269）

■災害見舞金について

床上浸水の被害に遭われた方は、災害見舞金の支給の対象となります。

狛江市災害見舞金支給規則第3条（抜粋）

- （1）専ら居住の用に供する建物で現に居住し生計を営んでいる住家又は現に営業の用に供している建物が全壊、全焼又は流失したときは、1世帯又は1事業所につき50,000円支給する。
- （2）前号に規定する建物が半壊、半焼又は床上浸水（住宅にあつては浸水が床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいい、その他の建物については住宅に準ずる。）したときは、1世帯又は1事業所につき30,000円支給する。
- （3）第1号に規定する建物が部分的に損傷したときは、1世帯又は1事業所につき10,000円支給する。

申請にあたっては、印鑑と床上浸水の被害状況が分かる写真をご持参の上、防災センター2階の安心安全課までお越しください。

【問い合わせ先】 安心安全課防災防犯係（内線8201・8202・8203・8204）

令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被災した 世帯に対する緊急小口資金（特例貸付）のご案内

貸付金額 10 万円 ※特別な場合は 20 万円も可

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき、
- 世帯員が 4 人以上の世帯
- 重傷者、妊産婦、20 歳未満の未就労の子ども、行方不明者がいる世帯

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年
- 返済期間 2 年（24 回払い）
- 連帯保証人 不要

※ただし、お約束の期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年 5%の延滞利子が発生します。

■ 対象

「令和元年台風第 15 号及び第 19 号により、災害救助法の適用となった地域」および「都道府県知事により特例措置が必要として設定された地域」に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（都内居住者または都内避難者に限る）
他道府県社会福祉協議会で今回の「緊急小口資金（特例貸付）」を既に受けている世帯は対象外です。

■ 申込み先 居住地または避難先の区市町村の社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

- ① ご本人の確認ができるもの（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- ② 罹災証明書等（貸付決定後の提出も可能です。）
- ③ 要件確認票
- ④ 借入申込書
- ⑤ 借用書
- ⑥ 預金口座振替依頼書（返済金の口座引き落としのためのものです）
- ⑦ 印鑑（銀行印）
- ⑧ その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

※①②⑦のうち、ご用意できないものがある場合は社協にご相談ください。

■ 貸付金の送金

□ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。申込みから送金までは 4 日程度かかります。

※金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

■ 貸付後の手続き

□現在避難先にいらっしゃる場合、今後の落ち着き先が決まりましたら、住所をご連絡ください。

■ ご返済について

□原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。返済が始まるのは貸付の 1 年後です。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

□ご返済金額

10 万円の場合 1 回目～23 回目 ⇒4,160 円
最終回（24 回目）⇒4,320 円

20 万円の場合 1 回目～23 回目 ⇒8,330 円
最終回（24 回目）⇒8,410 円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

申請問合せ：狛江市社会福祉協議会（貸付担当） 03-3488-0294

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1 Tel 03-3268-7173